## 大阪府地方独立行政法人評価委員会議事規程(改正案)

#### (目的)

第1条 この規程は、大阪府地方独立行政法人評価委員会条例(平成16年大阪府条例第2号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、大阪府地方独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

### (会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非 公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮っ て非公開とすることができる。

#### (傍聴人に対する指示)

第3条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めたときは、 傍聴人に対し、退場を命じることができる。

### (議事録等)

第4条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、公表する。

# (部会の運営)

第5条 前三条の規定は、委員会のもとに設置する大学部会及び病院部会(以下「部会」という。)においても適用する。この場合、「委員会」は「部会」に、また、「委員長」は「部会長」にそれぞれ読み替えるものとする。

## (所属する部会以外への出席)

第6条 委員は、必要に応じ、所属する部会以外の部会に出席し、意見を述べることができる。

#### 附則

- この要綱は、平成16年12月16日から施行する。 附則
- この要綱は、平成18年 月 日から施行する。